	階層定義		第1子	第2子		第3子以降	
階層 区分	市民税額等			利用者負担額 (保育料)	きょうだい	利用者負担額 (保育料)	利用者負担額(保育料)
1	生活保護世帯			0		0	- 齢 ・ 保 容
2	市民税非課税世帯			0		0	
3	市民税所得割額のみ課税世帯			9,000		4,500	
	ひとり親等世帯			0		0	
	市民税所得割額課税世帯	48,600 円未満の世帯		9,000	制限なし	4,500	要量
		48,600 77, <u>101</u>	ひとり親等世帯	4,000	なし	0	・階層にかかわらず無料
4			600 円以上 101 円未満	19,000		9,500	
			ひとり親等世帯	7,000		0	
		77,101 円以上 97,000 円未満		19,000		9,500	
5	世帯	97,000 円以上 169,000 円未満		29,000		- 14,500	
		169,000 円以上			*		

■ <u>利用者負担金は4月1日現在の年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になっても無償化の対象にはなりません。</u>

※市民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第2子のカウント方法について

兄・姉が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業)・企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、第2子の基準額で算定します。該当しない場合、第1子の基準額で算定します。ただし、同一世帯で特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、利用者負担金の軽減のためには、在園証明書の提出が必要です。